

総領事館からのお知らせ

注意喚起（豪州における薬物違反について）

平成29年8月16日

在パース日本総領事館

1 当地では薬物関連事件が多発し、警察が取締りを強化しています。豪州では、たとえ本人が違法薬物を使用又は所持していなくても、以下の場合には薬物違反の罪科に問われる可能性がありますので十分ご注意願います。

（1） 3ヶ月分以上の処方箋医薬品の輸入

豪州へ入国する場合、処方箋を所持した上で、3ヶ月分相当の処方箋医薬品の持ち込みができますが、3ヶ月相当分以上の非処方箋医薬品を輸入すれば刑事罰の対象となり得ます。

（2） 個人使用医薬品の他人への譲渡

個人使用の目的で輸入された医薬品は、近親者を除く他人に譲渡することは禁止されています。

（3） 違法薬物等が発見された場所に居合わせた場合

西豪州では、違法薬物を使用する者と単に居合わせた場合や自分が所有していない違法薬物や薬物関連器具が自宅で発見された場合にも、罪科に問われる可能性があります。違法薬物の所持もしくは使用の疑いがある者とシェアハウスなどで居を共にする場合は、特に関連性が高いとみなされます。

2 薬物違反の有罪判決を受けた者は犯罪歴が付き、その後の就労やビザの取得は難しくなります。重大な違反者として12ヶ月以上の懲役判決を受けた者は、受刑後に国外追放されることがあります。これは短期滞在ビザ保有者および永住者の両方に適用されます。

3 以上のように、当地では注意しないと、薬物関連法違反となる可能性があることを十分に認識して下さい。特に、違法薬物が関与する状況に居合わせた場合には、潜在的に負の影響を与えかねない状況から身を引くよう心掛けて下さい。

(了)